

コンテナ開封時におけるヒアリの点検方法について

本リーフレットは、平成30年1月環境省作成の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をもとに、港湾、空港、物流等における事業者の皆様がヒアリの点検を行う際に参考としていただけるよう、ポイントを整理したものです。なお、今後の研究成果等により、適宜改訂していく予定です。ヒアリの点検は、コンテナの保管方法に応じて、安全に留意し、可能な範囲で実施してください。

ヒアリの特徴

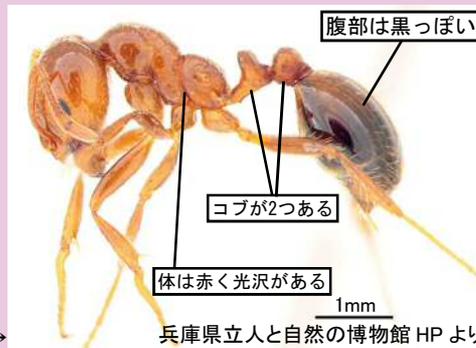
【体の色】

- ・全体に赤っぽい
- ・腹部（おしり）のみが黒っぽい
- ・体の表面に光沢がある
- ・コブ（腹柄節）が2つある

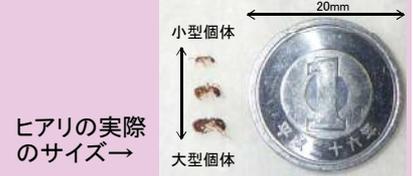
【体の大きさ】

- ・2.5～6.0mm前後（参考：一円玉の直径は20mm）
- ・色々な大きさのアリが混じっている

顕微鏡でみたヒアリの側面→



兵庫県立人と自然の博物館 HP より



より詳しいヒアリの見分け方については、右のQRコードより、環境省の「ヒアリ同定マニュアル」を参考にしてください。



デバンニング作業時のチェック箇所

◎：重点的にチェックする箇所 ○：開封前にチェックすることが望ましい箇所（コンテナ内でヒアリが発見された場合は確認）



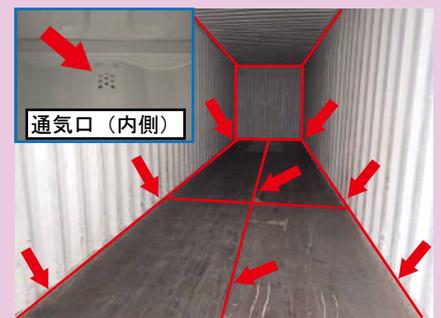
◎ 扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが出入りしていないか（赤線部）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが出入りしていないか？



◎ 積荷周り

- ・積荷の表面、積荷同士の隙間にアリがいないか？
- ・梱包材（ダンボール、木枠等）にアリが付着していないか？



◎床板・内壁・天井・通気口（内）

- ・床上にアリがいないか？→特に傷んだ床板の隙間、四隅や壁際のエッジ部分（矢印部・赤線部）は念入りにチェック。
- ・内壁、天井にアリがいないか？
- ・通気口の穴（矢印部）からアリが出入りしていないか？



○ 通気口（外）

- ・通気口の穴（矢印部）からアリが出入りしていないか？



○ コーナーキャスティング周辺

- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いていないか？
- ・フック穴（矢印部）の内部にアリが隠れていないか？



○ 外壁・フレーム

- ・外壁、柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いていないか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（矢印部）？

※点検に際しては、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。
※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用して下さい。

空テナメンテナンス時のチェック箇所



床板・内壁・天井

- ・床上にアリがいないか？→特に**傷んだ床板の隙間**、四隅や壁際のエッジ部分（**矢印部・赤線部**）は念入りにチェック。
- ・内壁、天井にアリがいないか？



扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが出入りしていないか（**赤線部**）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが出入りしていないか？



通気口

- ・通気口の穴からアリが出入りしていないか（**矢印部**）？内側と外側の両方をチェック。



外壁・屋根・フレーム

- ・柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いているか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（**矢印部**）？
- ・外壁・屋根をアリが歩いているか？



コーナーキャスティング周辺

- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いているか？
- ・フック穴（**矢印部**）の内部にアリが隠れていないか？



参考：パネルの亀裂

補足：テナの補修について

- ・ヒアリの侵入を防止するため、パネルの亀裂、床板の腐食等があるテナは補修することが望ましい。

※ヒアリは腐食した床板の中に潜んでいることがあります。

※ゲートチェックを行う作業員の方も、作業に差し支えない範囲で上記箇所の確認をお願いします。

テナ内の点検時に注意すること



点検作業イメージ

- ・テナ内の点検をする時は、ライト等で照らしながらかこなう。
- ・空テナ点検時は、木槌で床の四隅をたたき、床板を踏みならす等の振動を与えて、床板の隙間に潜むアリが出てこないかチェック。

※出てきたヒアリには十分注意して下さい！

テバン後・メンテナンス時にテナ内を清掃する方へ



参考：テナ床上で発見されたヒアリの死骸

- ・掃き掃除や水洗いの衝撃でヒアリが床板の隙間等から出てきていないかチェック。
- ・掃き集めたゴミの中にヒアリが混入していないかチェック（死骸でも報告する）。

※ヒアリは死骸でも毒針が刺さることがあるので、素手で触らないで下さい！

屋外のテナでヒアリを発見した場合

ヒアリが地面へ逃げ出していないか？



- ・テナの揚げ降ろしで舗装に発生した亀裂や窪みの中、アスファルト片、土砂の下は念入りにチェック。

※手袋を着用し、スコップ等を使用して下さい！

※点検に際しては、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。
 ※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用して下さい。

ヒアリ発見時の対応

- ・本リーフレットは、平成30年1月環境省作成の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をもとに、港湾、空港、物流等における事業者の皆様がヒアリを発見した際に参考としていただけるよう、ポイントを整理したものです。なお、今後の研究成果等により、適宜改訂していく予定です。
- ・ヒアリ発見時の対応は、コンテナの保管方法に応じて、安全に留意し、可能な範囲で実施してください。

I. 実施する事項

※発見されたアリが死骸のみの場合は、**連絡**へ

コンテナ内・デバン中の荷物で発見した場合

アリの拡散させないよう刺激を与えず扉を閉めて静置（可能であれば、現場の写真を撮影）

- ※アリの数が少ないように見えても、積荷の隙間や床板の中に多数潜んでいる可能性があります。
- ※コンテナ外に搬出された荷物に付着している場合（単独または少数）は、スプレー式殺虫剤（即効性のピレスロイド系薬剤）でア리를駆除することも可。

施設の地面や床面・コンテナの外表面・デバン後の荷物で発見した場合

原則、拡散させないよう刺激を与えず静置（可能であれば、現場の写真を撮影）

- ※ただし、単独または少数個体で拡散のおそれがない場合は、スプレー式殺虫剤（即効性のピレスロイド系薬剤）でア리를駆除することも可。

連絡

都道府県の担当部局（裏面）へ連絡し、①発見場所の状況、②アリの概数、③駆除の状況、④被害の有無等を伝える。→以降の指示を仰ぐ。

駆除した場合は以下の①②を実施

静置した場合

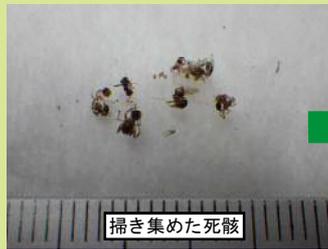
- ①駆除したアリの死骸を採取（下記「提出用の検体採取〔簡易版〕」を参照）
- ②アリが発見された現場の写真を撮影

→ **終了**

提出用の検体採取〔簡易版〕

- ①駆除したアリはハケ等で丁寧に集める（アリが全て死んでいることを確認）。
- ②可能な限りゴミを除き、潰れないようティッシュで軽く包み、チャック付きポリ袋等に入れて密閉。
- ③発見日や発見場所等を書いたメモを添えて、宅配便等で送付（送付先は都道府県の担当部局〔裏面〕に問い合わせる）。

※ヒアリは死骸でも毒針が刺さることがあるので、素手で触らないこと。生き残りのアリには、十分注意すること。



II. 地面でア리를発見した場合に可能なら実施する事項

都道府県や環境省の担当者が現場に到着するまでの間、可能なら以下を実施。

・周辺*の空コンテナについて

安全に開閉可能な最下段のコンテナ内部を確認

・周辺*の実入りコンテナについて

最下段のコンテナ外部（特に扉周囲、通気口）を確認

同じア리를発見

「I. 実施する事項」と同様の対応

※25m以内（目安として40ftコンテナの長辺2本分、短辺10本分以内）

※環境省等の指示等に備えて実施するのが望ましい事項

侵入コンテナが特定できる場合 （コンテナ内やデバン中の荷物で発見）

《想定される環境省等からの指示・要請》

- ・当該コンテナの経路特定
- ・当該コンテナの駆除処理等に伴う移動制限
- ・周辺区域の駆除処理とモニタリング調査実施への協力

侵入コンテナが特定できない場合 （施設の地面や床面で発見）

《想定される環境省等からの指示・要請》

- ・発見場所周辺の複数のコンテナの移動制限
- ・周辺区域の駆除処理とモニタリング調査実施への協力

連絡・調整

上記を踏まえ、施設管理者を通じて関連各位（荷主、前後の物流業者、船会社等）に連絡・調整しておくことが望ましい。

赤：コンテナ内やデバン中の荷物で発見 青：施設の地面や床面で発見

関係官署連絡先

H30.4.1現在

NO.	都道府県	担当部局名	連絡先
1	北海道	環境生活部環境局生物多様性保全課	011-231-4111 (代表)
2	青森県	環境生活部自然保護課	017-722-1111 (代表)
3	岩手県	環境生活部自然保護課	019-651-3111 (代表)
4	宮城県	環境生活部自然保護課	022-211-2111 (代表)
5	秋田県	生活環境部自然保護課	018-860-1111 (代表)
6	山形県	環境エネルギー部みどり自然課	023-630-2211 (代表)
7	福島県	生活環境部自然保護課	024-521-1111 (代表)
8	茨城県	生活環境部環境政策課	029-301-1111 (代表)
9	栃木県	環境森林部自然環境課	028-623-2323 (代表)
10	群馬県	環境森林部自然環境課	027-223-1111 (代表)
11	埼玉県	環境部みどり自然課	048-824-2111 (代表)
12	千葉県	環境生活部自然保護課	043-223-2110 (代表)
13	東京都	環境局自然環境部計画課	03-5321-1111 (代表)
14	神奈川県	環境農政局緑政部自然環境保全課	045-210-1111 (代表)
15	山梨県	森林環境部みどり自然課	055-237-1111 (代表)
16	新潟県	県民生活・環境部環境企画課	025-285-5511 (代表)
17	静岡県	くらし・環境部環境局自然保護課	054-221-2455 (代表)
18	石川県	生活環境部 自然環境課	076-225-1362 (代表)
19	福井県	安全環境部自然環境課	0776-21-1111 (代表)
20	岐阜県	環境生活部環境企画課	058-272-1111 (代表)
21	愛知県	環境部 自然環境課	052-961-2111 (代表)
22	三重県	農林水産部みどり共生推進課	059-224-3070 (代表)
23	富山県	生活環境文化部自然保護課	076-431-4111 (代表)
24	長野県	環境部 自然保護課	026-232-0111 (代表)
25	滋賀県	琵琶湖環境部自然環境保全課	077-528-3993 (代表)
26	京都府	環境部自然環境保全課	075-451-8111 (代表)
27	大阪府	環境農林水産部動物愛護畜産課	06-6941-0351 (代表)
28	兵庫県	農政環境部環境創造局自然環境課	078-341-7711 (代表)
29	奈良県	くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課	0742-22-1101 (代表)
30	和歌山県	環境生活部環境生活総務課	073-432-4111 (代表)
31	鳥取県	生活環境部緑豊かな自然課	0857-26-7111 (代表)
32	島根県	環境生活部自然環境課	0852-22-5111 (代表)
33	岡山県	環境文化部自然環境課	086-224-2111 (代表)
34	広島県	環境県民局自然環境課	082-228-2111 (代表)
35	山口県	環境生活部自然保護課	083-922-3111 (代表)
36	徳島県	県民環境部環境首都課	088-621-2500 (代表)
37	香川県	環境森林部みどり保全課	087-831-1111 (代表)
38	愛媛県	県民環境部環境局自然保護課	089-941-2111 (代表)
39	高知県	林業振興・環境部環境共生課	088-823-1111 (代表)
40	福岡県	環境部自然環境課	092-651-1111 (代表)
41	佐賀県	県民環境部有明海再生・自然環境課	0952-24-2111 (代表)
42	長崎県	環境部自然環境課	095-824-1111 (代表)
43	熊本県	環境生活部自然保護課	096-383-1111 (代表)
44	大分県	生活環境部	097-536-1111 (代表)
45	宮崎県	環境森林部自然環境課	0985-26-7111 (代表)
46	鹿児島県	環境林務部自然保護課	099-286-2111 (代表)
47	沖縄県	環境部自然保護課	098-866-2333 (代表)

北海道地方環境事務所 野生生物課	011-299-1950 (代表)
釧路自然環境事務所 野生生物課	0154-32-7500 (代表)
東北地方環境事務所 野生生物課	022-722-2870 (代表)
関東地方環境事務所 野生生物課	048-600-0516 (代表)
中部地方環境事務所 野生生物課	052-955-2130 (代表)
長野自然環境事務所 野生生物課	026-231-6570 (代表)
近畿地方環境事務所 野生生物課	06-4792-0700 (代表)
中国四国地方環境事務所 野生生物課	086-223-1577 (代表)
九州地方環境事務所 野生生物課	096-322-2400 (代表)
那覇自然環境事務所 野生生物課	098-836-6400 (代表)

空港における ヒアリの点検方法について

- ・本リーフレットは、平成30年1月環境省作成の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をもとに、港湾、空港、物流等における事業者の皆様がヒアリの点検を行う際に参考としていただけるよう、ポイントを整理したものです。なお、今後の研究成果等により、適宜改訂していく予定です。
- ・ヒアリの点検は、航空貨物の保管方法に応じて、安全に留意し、可能な範囲で実施してください。

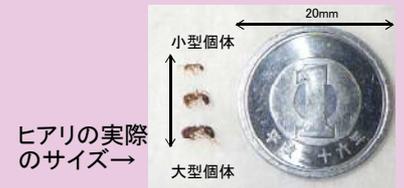
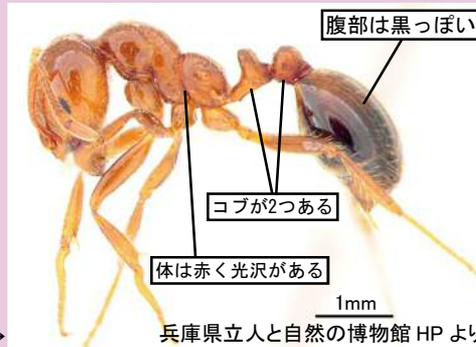
ヒアリの特徴

【体の色】

- ・全体に赤っぽい
- ・腹部（おしり）のみが黒っぽい
- ・体の表面に光沢がある

【体の大きさ】

- ・2.5～6.0mm 前後（参考：一円玉の直径は20mm）
- ・色々な大きさのアリが混じっている



より詳しいヒアリの見分け方については、右のQRコードより、環境省の「ヒアリ同定マニュアル」を参考にして下さい。



顕微鏡でみたヒアリの側面→

空港におけるヒアリのチェック箇所

※作業に差し支えない範囲で確認をお願いします。



航空貨物用コンテナ（デバンニング時）

- ・コンテナ表面にアリが付着していないか？
- ・積荷の表面、積荷同士の隙間にアリがいないか？
- ・梱包材（ビニールシート、ダンボール）にアリが付着していないか（矢印部）？
- ・コンテナ内部にアリがいないか？



航空貨物用パレット（解体時）

- ・積荷の表面、積荷同士の隙間にアリがいないか？
- ・梱包材（ビニールシート、ダンボール）にアリが付着していないか（矢印部）？
- ・パレット本体にアリが付着していないか？



航空貨物周辺の地面・床面

- ・航空貨物を蔵置している施設内の地面・床面をアリが歩いているか？



施設周囲の緑地

- ・施設周囲の緑地等（未舗装の地面）に、「ヒアリの特徴」に当てはまる疑わしいアリがいないか？

※点検に際しては、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。

平成30年4月発行：国土交通省

ヒアリ発見時の対応 (空港編)

- ・本リーフレットは、平成30年1月環境省作成の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をもとに、港湾、空港、物流等における事業者の皆様がヒア리를発見した際に参考としていただけるよう、ポイントを整理したものです。なお、今後の研究成果等により、適宜改訂していく予定です。
- ・ヒアリ発見時の対応は、航空貨物(コンテナ・パレット)の保管方法に応じて、安全に留意し、可能な範囲で実施してください。

I. 実施する事項

※発見されたアリが死骸のみの場合は、**連絡**へ

施設の床面・コンテナ・荷物(パレット上も含む)で発見した場合	緑地で発見した場合
<p>原則、ア리를拡散させないよう刺激を与えず静置、コンテナ内で発見した場合は扉を閉める(可能であれば、現場の写真を撮影)</p> <p>※ただし、単独または少数個体で拡散のおそれがない場合は、スプレー式殺虫剤(即効性のピレスロイド系薬剤)でア리를駆除することも可。</p>	<p>拡散させないよう刺激を与えず静置(可能であれば、現場の写真を撮影)</p> <p>※殺虫剤等で刺激を与えると、生き残りのア리가周辺に拡散する可能性があります。</p>

連絡

都道府県の担当部局(裏面)へ連絡し、①発見場所の状況、②アリの概数、③駆除の状況、④被害の有無等を伝える。→以降の指示を仰ぐ。

駆除した場合は以下の①②を実施

静置した場合

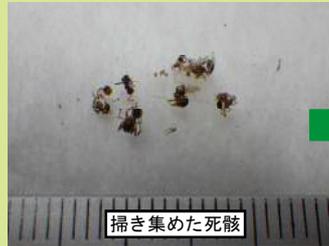
- ①駆除したアリの死骸を採取(下記「提出用の検体採取[簡易版]」を参照)
②アリが発見された現場の写真を撮影

→ **終了**

提出用の検体採取[簡易版]

- ①駆除したアリはハケ等で丁寧に集める(アリが全て死んでいることを確認)。
- ②可能な限りゴミを除き、潰れないようティッシュで軽く包み、チャック付きポリ袋等に入れて密閉。
- ③発見日や発見場所等を書いたメモを添えて、宅配便等で送付(送付先は都道府県の担当部局[裏面]に問い合わせる)。

※ヒアリは死骸でも毒針が刺さることがあるので、素手で触らないこと。生き残りのアリには、十分注意すること。



II. 施設の床面でア리를発見した場合に可能なら実施する事項

都道府県や環境省の担当者が現場に到着するまでの間、可能なら以下を実施。

・安全が確保できる場合

周辺*のコンテナ内部(開封可能な場合のみ)外部、パレット表面を確認 → **同じア리를発見** → 「I. 実施する事項」と同様の対応

*25m以内の範囲(目安としてLD-2コンテナの約15個分)

※環境省等の指示等に備えて実施するのが望ましい事項

侵入貨物が特定できる場合 (コンテナ内やパレット、デバン中の荷物で発見)

《想定される環境省等からの指示・要請》

- ・当該コンテナの経路特定
- ・当該コンテナの駆除処理等に伴う移動制限
- ・周辺区域の駆除処理とモニタリング調査実施への協力

侵入貨物が特定できない場合 (施設の床面・緑地で発見)

《想定される環境省等からの指示・要請》

- ・発見場所周辺の複数のコンテナの移動制限
- ・周辺区域の駆除処理とモニタリング調査実施への協力

連絡・調整

上記を踏まえ、施設管理者を通じて関連各位(荷主、物流業者、航空社等)に連絡・調整しておくことが望ましい。

青：施設の床面・コンテナ・荷物で発見 赤：緑地で発見